

# データ譲渡に関しまして

弊社がデザイン、製作致しましたものは、著作物になりますため、弊社の資産になります。そのため、いかなる理由であってもデータそのもの(中間生成物)の譲渡は致しておりません。またその2次使用や改変を許可しておりません。

但し、確認用として必要な場合には画像データ(JPEG[72dpi以下]など)としてお渡しは可能です。(※但し画像ではありますが、2次使用や改変を許可しておりません、あくまで確認用です。)

なぜお渡しできないか？

お渡しできない理由は、弊社にて製作したデータが他でそのまま流用できてしまうからです。弊社で製作したアイデア、デザイン、延いてはそれに使用した書体、画像、そしてその製作にかかった人件費、これら全てにかかっている費用がございます。

これらは、出来上がって納品する印刷物とは違い、弊社内で作られる中間生成物にあたります。これを流用するということは、ここまでの労力全てをノーコストで使用するということになります。この中間生成物は、弊社の資産でありますので、成果品である印刷物以外にお渡しすることはできません。

著作権とは？

印刷物を作成するときに作られるデジタルデータに関する権利のことです。

これらは「中間生成物」と位置づけられ、過去の判例〈東京地裁平成2年12月26日結審(2審)他〉からも、その所有権は印刷会社にあると認められています。

「データを譲ってほしい」(中間生成物の譲渡)という話が稀にあつたりしますが、基本的にそれらは別途有償となります。(弊社では販売致しておりません)

以上、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

オオツカビジュアル株式会社